

○江南市青少年問題協議会条例

昭和30年2月4日

条例第2号

改正 平成12年12月25日条例第54号

平成25年12月24日条例第38号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき江南市青少年問題協議会を置く。

(組織)

第2条 協議会委員は、20人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、市議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第5条 協議会に副会長1人を置くことができる。

2 副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうち会長が委嘱する。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は関係行政機関の職員及び法第2条第1項第1号に掲げる事項について学識

経験があるもののうちから会長が委嘱する。

3 幹事は協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務事務は、市長の定める機関において処理する。

(報酬)

第9条 委員、専門委員及び幹事はその職務を行うため会議等に出席したときの報酬及び費用弁償は、別に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則 (平成12年12月25日条例第54号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第38号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。